

学生数の動向と短期大学の姿勢：「短期大学改革の実施状況等に関するアンケート調査」報告書

吉本, 圭一
放送教育開発センター：助教授

<https://hdl.handle.net/2324/18796>

出版情報：短期大学改革の進展と将来展望, pp.91-112, 1995-10
バージョン：
権利関係：

第9章 教員組織と研究条件整備

本章は、短期大学全体に対する質問の「7自己点検・評価等」のうち、＜教員組織＞および＜研究条件の整備＞の項目についての分析結果である。

1. 平均的な教職員組織、専任の教員37.4人と職員23.7人、非常勤の教員61.3人

1) 専任の教員37.4人と職員23.7人、非常勤の教員61.3人

今回の調査結果から短大の教職員構成を見ると、図表9-1の通りとなっている。短大においては、平均で1校あたり37.4人の専任教員と23.7人の専任職員がおり、また非常勤で61.3人の教員と、0.2人の職員がいる。

設置者別には、専任教員数は私立短大で36.9人、公立短大で38.4人であるのに対して、国立短大では46.8人とやや多くなっているが、これは国立でより教員の多い保健・医療系の分野が主となっているためである。また専任職員数は、私立短大で24.8人と、公立短大の15.8人や、国立短大の17.0人と比較して、より多くなっている。この結果、教員と職員との比率は、私立で職員の比率が高く、国立で教員の比率が高いという構成となっている。

図表9-1 教職員の構成

	人数、(学校数)			
	全体	私立	公立	国立
回答校数	(453)	(397)	(34)	(22)
合計	122.6	123.5	102.2	141.4
専任教職員数	61.1	61.7	54.2	63.8
教員	37.4	36.9	38.4	46.8
職員	23.7	24.8	15.8	17.0
非常勤教職員数	61.5	61.8	48.0	77.6
教員	61.3	61.6	47.9	77.5
職員	0.2	0.2	0.1	0.1

この短大における教員・職員比率の傾向は、4年制大学とは異なっている。すなわち、4年制大学の教職員構成は、国立で職員数が多く、私立で職員数が少ないという特徴があるけれども、短期大学では逆になっているのである。ただし、国立短大のばあい、ほとんどが4年制大学に付設されており、4年制学部や本部の職員がキャンパスの全般的な事務を執行しているため、短期大学部のみの職員数はさほど大きな規模を必要としないという点を考慮しておく必要がある。

また、非常勤教員については、平均が61.3人であるが、短大間の差異が大きく、非常勤教員30人以下で運営されている短大も144校（回答校中の28.6%）ある一方、100人以上という短大も67校（13.3%）ある。

2) 短大の4割以上は20～40名の専任教員

次に、専任教員数の分布を図表9-2の区分によってみると、「30～40人」規模が110校ともっとも多く、次に「20～30人」103校であり、両者を合わせて短大全体の42.2%を占めており、平均値に近く分布していることがわかる。また、これらを含んだ40人以下でまとめてみると全短大の65.9%が入っている。

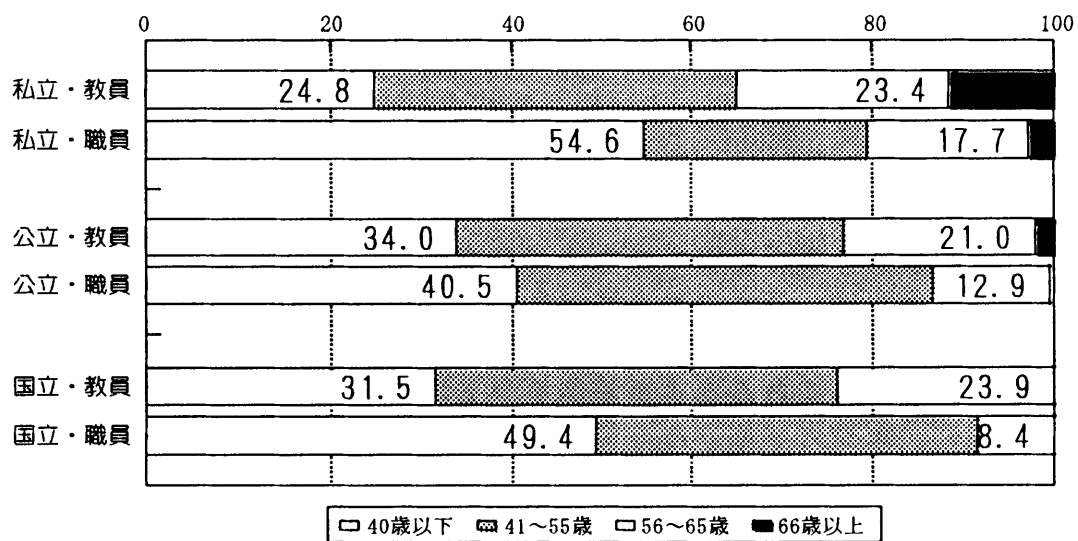
他方、100人以上の専任教員を有する短大も7校あり、最大は188人となっている。

図表9-2 専任教員数の分布

	全体		私立	公立	国立
	%	学校数			
計	100.0	482	100.0 (419)	100.0 (38)	100.0 (25)
～10人	2.7	13	2.9	0.0	4.0
10～20人	17.0	82	17.9	15.8	4.0
20～30人	21.4	103	22.4	13.2	16.0
30～40人	22.8	110	22.4	36.8	8.0
40～50人	17.2	83	16.0	15.8	40.0
50～75人	14.3	69	13.6	15.8	24.0
75～100人	3.1	15	3.3	2.6	0.0
100～200人	1.5	7	1.4	0.0	4.0

3) 専任教員の平均年齢は、私立49.8歳、国立45.7歳

図表9-3 教職員の年齢構成



教職員組織の年齢構成をみると、専任教員の平均年齢は、私立短大のばあいでは49.8歳、国立短大で45.7歳であり、ほぼ4歳の差がある。これは、国立短大にはない「66歳以上」の教員が、私立短大では11.7%占め、56歳以上まで合わせると私立短大では35.1%に達していることが影響している。

他方、職員については、設置者別に年齢差は少なく、平均は私立40.7歳、国立41.5歳である。特に私立短大では、全職員の54.6%、過半数が40歳以下の職員層となっている。つまり、教員と職員の年齢構成の差異は、私立短大でもっとも大きいことがわかる。

4) 女子・外国人・社会人

図表9-4 専任教職員の属性

			人数、(学校数)				
			全体	私立	公立	国立	
回答校数			(453)	(397)	(34)	(22)	
教員	計	平均人数	37.4	36.9	38.4	46.8	
	女子	全校中の平均人数	14.3	14.0	16.4	16.7	
		女子雇用学校数	(427)	(374)	(32)	(21)	
		雇用学校中の平均人数	15.2	14.9	17.5	17.5	
	外国人	全校中の平均人数	1.3	1.4	0.3	0.1	
		外国人雇用学校数	(220)	(209)	(8)	(3)	
		雇用学校中の平均人数	2.7	2.7	1.4	1.0	
	社会人	全校中の平均人数	2.1	2.0	1.7	5.3	
		社会人雇用学校数	(134)	(118)	(7)	(9)	
		雇用学校中の平均人数	7.2	6.7	8.4	13.0	
	職員	計	平均人数	23.7	24.8	15.8	17.0
		女子	全校中の平均人数	13.1	14.2	5.0	4.8
女子雇用学校数			(437)	(384)	(32)	(21)	
雇用学校中の平均人数			13.6	14.7	5.3	5.0	
外国人		全校中の平均人数	0.0	0.0	0.0	0.0	
		外国人雇用学校数	(10)	(10)	(0)	(0)	
		雇用学校中の平均人数	1.2	1.2	0.0	0.0	
社会人		全校中の平均人数	1.6	1.8	0.1	0.4	
		社会人雇用学校数	(87)	(81)	(3)	(3)	
		雇用学校中の平均人数	8.4	8.9	1.0	2.7	

専任教職員の属性を図表9-4のように検討した。

まず、性別では、専任教員が14.3人、専任職員が13.1人である。専任教職員の中での女子比率は、教員、職員いずれも全体のほぼ3分の1である。これは、4年制大学と比較して高い女子教職員比率となっていることがわかる。

外国人教員については、平均的には1.3人となっている。外国人教員を専任として雇用している学校数が220校とほぼ半数であるため、外国人を雇用している学校中での平均外国人教員数は2.7人である。なお、外国人の専任職員雇用はほとんど例外的である。

社会人教員については、平均では2.1人であり、社会人採用学校134校中では7.2人となっている。また、国立短大で社会人からの教員採用が比較的多く、採用学校中の社会人数

の平均は13.0人となっている。

5) 大半の短大で定年制を採用、平均年齢は66.4歳、また特任制の採用も半数

図表9-5に示すとおり、教職員の定年制はほとんどの短大で採用されている。回答結果によれば、私立短大471校中の402校の短大が教員の定年制を設けており、他の国公立短大や、職員の場合もほぼ同様である。

定年の平均的な年齢をみると、回答のあった短大462校において、全体で教員定年は66.4歳、私立で66.4歳、公立64.9歳、国立64.2歳となっており、私立において、教員定年が国公立より平均で2歳ほど上になっている。また、職員の定年についても同様であり、私立短大の平均が62.7歳であるのに対し、国公立短大はともに60.0歳であり、ここでも私立の方が2歳ほど上である。

また、私立短大においては、国公立学校定年後の教員採用や定年後の継続的な採用のための教員雇用の特別規定として特任制をおく学校が多い。調査結果でみると、私立短大の247校と過半数の私立短大が採用している。この特任制に関しては、多様であるが年齢的な上限を持っている場合、平均すると70.0歳が上限として設定されている。

図表9-5 定年等の雇用制度

			%, 歳, (学校数)			
			全体	私立	公立	国立
制度の有無の回答校			(540)	(471)	(43)	(26)
教員	定年制	制度をもつ比率 %	85.0	85.4	79.1	88.5
		定年年齢 歳	66.2	66.4	64.9	64.2
		年齢回答校数 校	(462)	(398)	(38)	(26)
	特任制	制度をもつ比率 %	47.2	52.4	18.6	0.0
		上限の特任年齢 歳	70.0	70.0	68.4	0.0
		年齢回答校数 校	(462)	(398)	(38)	(26)
職員	定年制	制度をもつ比率 %	80.6	81.3	69.8	84.6
		定年年齢 歳	62.4	62.7	60.0	60.0
		年齢回答校数 校	(473)	(413)	(36)	(24)
	特任制	制度をもつ比率 %	31.7	36.1	2.3	0.0
		上限の特任年齢 歳	64.5	64.7	62.0	44.0
		年齢回答校数 校	(132)	(129)	(2)	(1)

6) 3分の1の短大で学長が理事長を兼職

私立短大439校のうち、291校(66.3%)で短期大学学長と理事長とは別々である。これに対して、短大学長が学校法人理事長もしくは4年制大学の学長を兼職しているケースは145校(33.0%)にのぼる。

2. 教員1人に対する学生数は平均で24.8人だが、差が大、40人以上の短大も41校、9.1%
専任教員数と学生総数の比率をとってみると、423短大の平均で、教員1人に対して学生

数が24.8人である。

この比率はきわめて短大間の差異が大きく、もっとも高い比率の短大では、教員1人に対して学生が95.8人いるのに対して、もっとも少ない短大では、教員1人に対して学生2.3人となっている。この教員1人あたりの学生数の平均を設置者別にみると、国立で10.6人ともっとも条件がよく、公立でも12.8人であるのに対して、私立では26.7人と前者と比べ教員当たりで2倍以上の学生をかかえていることがわかる。

図表9-6は、その分布をみたものであり、1教員あたりの学生数が20人以下の短大が、全体で156校（回答校452校中の34.5%）あり、私立でも102校（26.0%）ある。他方で、40人以上という学校も41校あり、そのうち40校までが私立である。

図表9-6 教員1人あたりの学生数の分布

	全体		私立	公立	国立
	%	学校数			
計	100.0	452	100.0 (392)	100.0 (36)	100.0 (24)
～10人	8.2	37	3.3	41.7	37.5
10～20人	26.3	119	22.7	47.2	54.2
20～25人	19.0	86	21.7	0.0	4.2
25～30人	18.1	82	20.4	5.6	0.0
30～40人	19.2	87	21.7	5.6	0.0
40～50人	6.9	31	7.7	0.0	4.2
50～100人	2.2	10	2.6	0.0	0.0

%, (実数)

3. シラバスなどによる教育・研究成果の公開が進む

「シラバス」「研究業績の公表」「学生による授業評価」など、教員の教育研究活動等の状況を明らかにするためにさまざまな工夫を行っている回答している短大は、表9-7に示すとおり417校あり、調査対象校全体のほぼ8割に相当する。

図表9-7 教員の教育研究成果の公開

	全体		私立	公立	国立
	%	学校数			
計	100.0	417	100.0 (378)	100.0 (19)	100.0 (20)
個人別研究業績一覧公表	34.8	145	33.3	57.9	40.0
シラバスを作成・公表	66.2	276	69.0	36.8	40.0
学生による授業評価	13.2	55	13.8	5.3	10.0
その他	24.2	101	23.0	21.1	50.0

%, (実数)

その中でもっとも多いのは「シラバスを作成、公表」であり、私立短大（69.0%）を中心に、設置者計で276校（66.2%）の短大がこうした活動を行っている。

また、「毎年個人別の研究業績一覧を公表」という短大は145校（34.8%）であり、実数としてはもちろん私立が多いものの、私立短大の中での比率としては33.3%にとどまり、国立短大の40.0%、公立短大の57.9%と比較して少なくなっている。

他方、「学生による授業評価」は、比率としては13.2%にとどまっているが、それでも55校がこうした活動に取り組み始めていることは、設置基準等の大綱化の直接的な影響といえよう。

すなわち、国公立短大と比較して私立短大では、教員の教育面での活動をより重視し、国公立短大では教員の研究活動をより重視する傾向がある。このことは、自己点検項目にみられる短大における教育課程重視と4年制大学における研究活動重視という傾向ともパラレルの関係として理解することができる。

4. 研究条件の改善はまだ未着手も多い

1) 研究条件の改善は3割以下

研究条件改善のための改革については、図表9-8、図表9-9の通り、503の短大のうち135校（26.8%）が、「平成3年度以後に改革を実施」しており、また5校が「改革実施が決定」と回答しており、合わせて27.8%にとどまっている。

この面に関しては、改革時期として昭和37年度から回答があり、合わせてみると「平成2年度以前に改革を実施」という短大が104校、20.7%となっている。大勢的に見れば、この短大の研究活動に関わる改革が、今回の設置基準の大綱化と直接に連動していないことがわかる。

なお、平成3年度以後に改革を実施した短大は大部分が私立であり、国立・公立では、現在でも「特に検討していない」短大が半数以上ある。

図表9-8 研究条件についての改革の実施状況

	全体		私立	公立	国立
	%	学校数			
計	100.0	503	100.0 (441)	100.0 (36)	100.0 (26)
平成3年度以降に実施	26.8	135	28.6	19.4	7.7
平成2年度以前に実施	20.7	104	22.2	11.1	7.7
実施が決定している	1.0	5	1.1	0.0	0.0
検討中である	29.0	146	29.9	19.4	26.9
特に検討していない	20.1	101	15.6	50.0	53.8
その他	2.4	12	2.5	0.0	3.8

図表 9 - 9 研究条件の改革実施時期

	全体		私立	公立	国立
	学校数	%	学校数	学校数	学校数
計	418	100.0	188	8	4
平成3年度以後	131	65.5	122	7	2
平成3年度	25	12.5	23	1	1
平成4年度	37	18.5	34	3	0
平成5年度	33	16.5	29	3	1
平成6年度	31	15.5	31	0	0
平成7年度	4	2.0	4	0	0
平成8年度	1	0.5	1	0	0
平成2年度まで	69	34.5	66	1	2
昭和37年度	1	0.5	1	0	0
昭和47年度	2	1.0	2	0	0
昭和51年度	1	0.5	1	0	0
昭和52年度	1	0.5	1	0	0
昭和56年度	1	0.5	1	0	0
昭和57年度	2	1.0	2	0	0
昭和58年度	3	1.5	2	0	1
昭和59年度	2	1.0	2	0	0
昭和60年度	5	2.5	5	0	0
昭和61年度	6	3.0	6	0	0
昭和62年度	7	3.5	7	0	0
昭和63年度	7	3.5	7	0	0
平成元年度	19	9.5	19	0	0
平成2年度	12	6.0	10	1	1

2) 6割の短大が研究費にも配慮

各項目でみると、図表 9 - 10 の通り、研究費の充実に関わる改革を実施または実施予定の短大は、313校（302校までが私立）あり、全調査対象校の6割にあたる。

図表 9 - 10 研究費の配分

	設置者計		私立	公立	国立
	%	学校数			
計	100.0	313	100.0 (302)	100.0 (9)	100.0 (2)
教員の研究費の増額	68.1	213	68.9	55.6	0.0
研究助成金の充実	40.6	127	40.4	33.3	100.0
研究実績に応じた研究費	8.9	28	9.3	0.0	0.0
その他	12.8	40	12.3	33.3	0.0

このうち、213校（68.1%）の短大では「個々の教員の研究費を増額」と回答しており、「学内の研究助成金制度の充実」も127校、40.6%で上げられている。

また、「研究実績に応じた研究費を配分する制度を充実」という業績原理を導入した短大は28校と、まだ例外的である。

3) 3分の1は個人の教員研究室と共同研究室

教員研究室については、図表9-11の通りである。384短大中の249校、64.8%で、「個人研究室」が割り当てられている。さらに32.6%は「個人研究室と共同研究室を併用」している。

こうした傾向を設置者別で比較してみると、この面では、国立短大で研究室条件がよいことが指摘できる。

図表9-11 教員研究室

	全体		私立	公立	国立
	%	学校数			
計	100.0	384	100.0 (361)	100.0 (17)	100.0 (6)
各教員に個人研究室	64.8	249	64.5	70.6	66.7
個人研究室と共同研究室を併用	32.6	125	32.4	23.5	66.7
共同研究室のみを整備	5.2	20	5.5	0.0	0.0
その他	5.2	20	5.0	11.8	0.0

4) まだ着手が進んでいない教員の研修制度の充実

教員の研修制度については、図表9-12の通りである。教員の研修充実に関する改革を行っているのは回答校347校の中で「特に拡充していない」という162校を除いた185校であり、ほぼ3分の1の学校にとどまっている。

図表9-12 教員の研修制度の充実

	全体		私立	公立	国立
	%	学校数			
計	100.0	347	100.0 (325)	100.0 (16)	100.0 (6)
長期の在外研修制度を充実	26.2	91	26.8	25.0	0.0
短期の在外研修制度を充実	26.2	91	25.8	31.1	33.3
国内教育研究機関へ長期派遣の充実	13.8	48	12.3	43.8	16.7
国内教育研究機関へ短期派遣の充実	11.0	38	10.2	25.0	16.7
特に拡充していない	46.7	162	48.0	18.8	50.0
その他	11.0	38	11.4	6.3	0.0

研修制度を充実させた学校に関しては、「長期の在外研修制度」の充実、「短期在外研修制度」の充実、それぞれ91校あり、回答校347校の中での比率では26.2%となっており、こうした面での改革を促進するか、現状のままでいくか、まだ方向が定まらないか3つの方向に分かれているといえよう。

もちろん、現状のままというのが、ただちに研修の制度が不備を意味するものではなく、今回の設置基準の大綱化に端を発する改革において、4年制大学では研究の高度化に多くのエネルギーが注がれていることと比較して、短大の場合に、研究面の改革よりもまず教育面の改革という姿勢があることがわかる。ただし、研究面の改革に関しては、今後の課題となってくる可能性もある。